

大和村広報誌有料広告掲載に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、企業等の活性化及び村の財政収入の確保を図るため、村が発行する「広報やまと」への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 広告の掲載については、行政広報の公共性及び品位を、損なうおそれのないもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公序良俗に反するおそれのあるもの。
- (2) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの。
- (3) 特定の意見主張又は特定の個人の宣伝を主たる目的とするもの。
- (4) 児童及び青少年の健全育成に反するおそれがあるもの。
- (5) その他、村長が適当でないと認めたもの。

(広告掲載の優先順位)

第3条 掲載する広告の順位を決定する場合は、原則として申し込みの順位とするが、期日及び期間を限定するものについては先に申し込みのあったものと調整できるものとする。

(掲載の位置)

第4条 広告を掲載する位置は総務企画課長が決定するものとする。

(広告の募集)

第5条 広告の募集は、広報やまと及び大和村ホームページにより行うものとする。

(掲載申し込み方法)

第6条 広告主が広告掲載の申し込みをするときは、次によるものとする。

- (1) 広報やまとは年6回発行するが、掲載希望者は広報誌発行日の1ヶ月前までに、大和村有料広告掲載申込書(別記様式1)、広告原稿及び電子データを総務企画課に提出しなければならない。

(掲載決定までの手順)

第7条 広告主から広告掲載の申し込みがあったときは、速やかにこの要綱に基づき総務企画課内にて審査し、広告主に対して広告掲載決定通知書(別記様式2)又は広告不掲載決定通知書(別記様式3)を送付するものとする。掲載希望月に掲載できないときは、翌月号などで掲載するものとする。

(広告主の責任)

第8条 広告デザイン及び制作費については広告主が負担するものとし、その内容に関する責任は、広告主が負うものとし、村は一切責任を負わないものとする。

(広告の仕様及び掲載料)

第9条 掲載する広告の仕様及び掲載料

種類	規格	スペース	掲載回数	掲載料
広報誌	カラー	縦6cm×横9cm	1回	4,000円
	カラー	縦6cm×横18cm	1回	7,000円

(広告掲載料の納入)

第10条 広告主は、広告掲載の決定の日より1週間以内に、村長が発行する請求書のとおり掲載料を納入しなければならない。ただし、祝祭日の場合には、その翌日とする。

(広告掲載料の還付)

第11条 既納の広告掲載料は原則還付しない。ただし、次の各号に該当するときは、その全部又は一部還付することができる。

- (1) 村の都合により広告を掲載することができなくなったとき。
- (2) 村長が正当な事由であると認めたとき。

(広告掲載の取り消し)

第12条 次の場合は掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納入しなかった場合
- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかった場合
- (3) 広告主又は広告内容について、村が不相当と判断した場合

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成19年5月号の広報誌から適用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。